第４章　基本目標に沿った施策の展開

1　計画の体系

【基本理念】

安心できるつながりの中で、こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち

～すべてのこどもの最善の利益を第一に～

【横断目標】

こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す

【基本目標】

1.生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

2.こどもを育む支援

3.こどもの成長の保障と遊びの充実

4.こどもが安心して過ごせる環境の充実

5.こどもの未来に向けた支援

【施策の方向性】

①社会で支えるこどもの貧困対策
②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援
③児童虐待防止とヤングケアラーへの支援
④こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組

①母体とこどもの健康の確保
②子育ての悩みや不安への支援
③子育てや教育に関する経済的負担の軽減
④地域で支える子育ての推進

①質の高い教育・保育の提供の充実
②教育・保育施設と学校の連携の推進

①地域と連携した学校教育の推進
②こどもの居場所づくりの推進
③いじめ防止対策の推進
④不登校のこどもへの支援

①こどもの生活基盤の支援
②理想の人生や価値観に関する支援

2　横断目標

こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す

横断施策Ⅰこどもの権利に関する普及啓発

本市では、すべてのこどもに対して、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、「子どもの権利条約」の趣旨や内容について、民間団体等と連携しながら普及啓発をして進めます。これにより、こどもたちに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育や養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自分を守る方法や、困難に直面した際に助けを求めて回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力など、こどもの権利侵害を許さないという意識を本市全体に浸透させるとともに、困難を抱えながらもＳＯＳを発信できていないこどもに対して適切な支援を実現するため、こども及びその関わり得るすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める啓発活動を推進します。

こども基本法の基本理念

- ●すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ●すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ●年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ●すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ●子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ●家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作つくること。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4つの原則

- ●差別の禁止（子どもはどんな理由でも差別されず、権利が保障されること）
- ●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること）
- ●生命・生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ●子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

横断施策Ⅱ ライフキャリア教育の推進

少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域課題はますます複雑化しています。これに対応するには、様々な立場の人が互いに協力し、共に解決の道筋を考えていく「協働」の体制をつくることが不可欠です。こどもも例外ではなく、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することで、社会への影響力を発揮することにつながります。

本市では、こどもが地域の大人たちと語り合う場を提供するなど、様々な年代との交流を促す取組や、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う「ライフキャリア教育」をこれからも推進していきます。

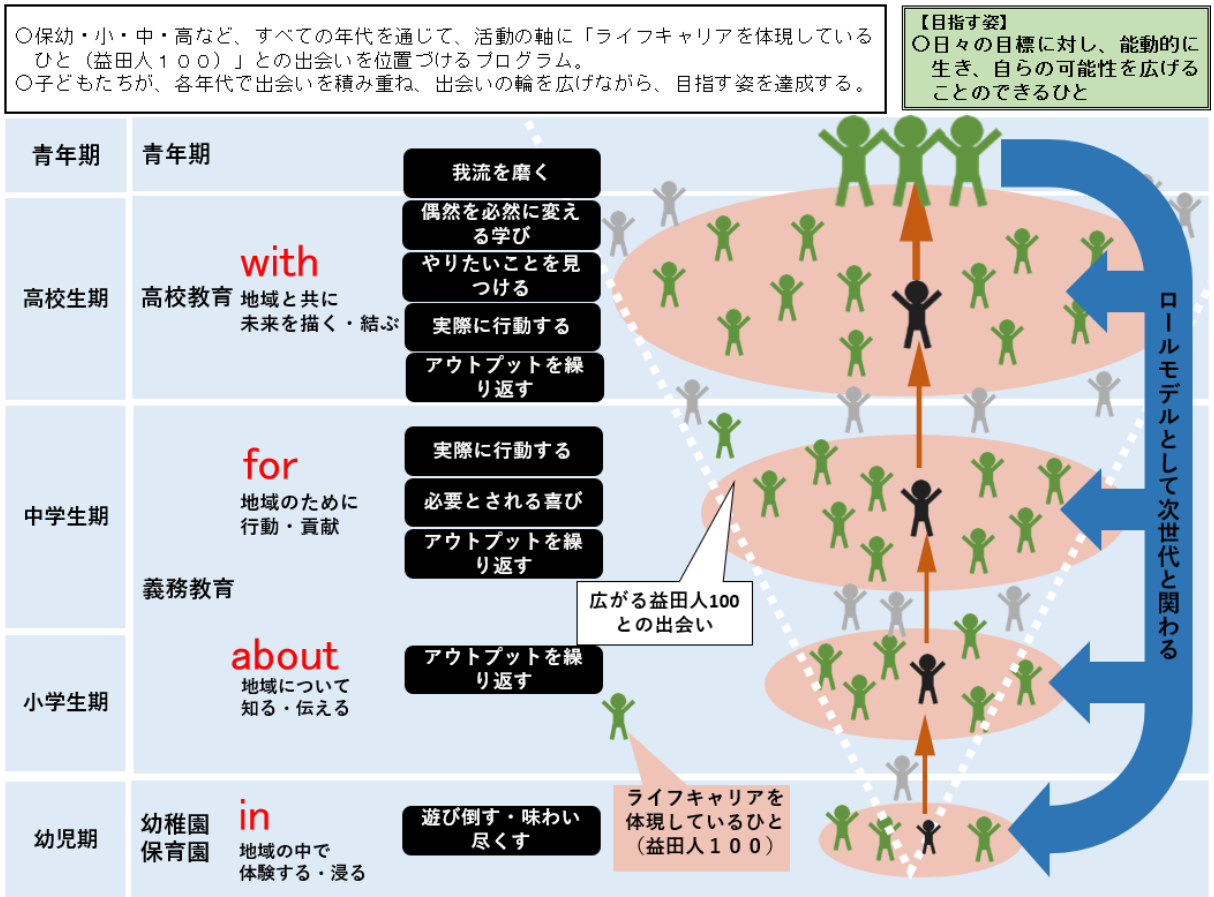

「益田人１００」を軸としたライフキャリア教育の流れイメージ図

３　施策の展開

基本目標１　生活の改善と安定に向けたこども･子育ての支援

１-①社会で支えるこどもの貧困対策

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

すべてのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。学校や地域における関係機関・団体、要保護児童対策地域協議会が連携し、苦しい状況にあるこどもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

貧困の状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築（再掲）	益田市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進します。 多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないよう支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握していきます。
2	生活困窮者相談窓口の設置	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援をしています。
3	就労自立支援	就労支援員を中心にハローワークなど、関係機関と連携して新規就労及び就労収入増加に向けた支援を実施します。
4	生活保護制度の実施	生活保護世帯を対象に、義務教育への就学を教育扶助として最低生活の範囲内において保障します。

No.	施策項目	施策内容
5	保育料の軽減（再掲）	教育・保育施設の保育料の軽減を図ります。 ・18 歳未満の児童が３人以上いる世帯の第３子以降の保育料を無料
6	就学援助制度の実施	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して援助します。
7	奨学金貸付制度の充実（再掲）	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
8	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
9	児童扶養手当の支給など（再掲）	ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・交通遺児手当金の支給 ・小・中学校入学支度金の支給 ・ひとり親家庭の福祉医療費助成制度による医療費の助成
10	ひとり親家庭への就業の促進（再掲）	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。また、相談者及び関係機関等との連絡連携を図るとともに、相談者に対し必要な説明、情報提供などを十分に行うとともに、必要に応じて面談その他の支援を継続して行います。 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・母子家庭等における未就学児の保育所入所についての優先利用
11	養育環境などに課題を抱える児童などに対して居場所などの提供	養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図ります。

１-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援

障がいや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係者が連携し早い段階から行います。

No.	施策項目	施策内容
1	障がい児のための相談体制の充実	障がい児が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、相談支援体制を整備し相談支援事業の充実を図ります。 ・地域生活支援事業等の実施 ・障がい者自立支援協議会の開催
2	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
3	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。
4	特別児童扶養手当の支給など（再掲）	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成

No.	施策項目	施策内容
5	特別保育サービスの実施（再掲）	保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・延長保育事業（保育所の開所時間を超えた保育の提供） ・一時保育事業（保護者の疾病などによる一時的な保育の提供） ・障がい児・発達促進保育事業（障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施） ・病児保育事業（病気又は病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、又は保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業）
6	就学上の配慮を有する児童・生徒への支援の充実	就学上の配慮を有する児童・生徒に対する適切な支援を充実します。 ・特別支援学級等への支援体制の充実 ・専門医、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター等による研修会の開催 ・交流及び共同学習の実施 ・発達検査の実施体制の確立を検討します。
7	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等への支援	・保護者への情報提供として、相談支援ファイル及び相談マップを必要に応じて配布します。 ・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に対して、経済的負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。
8	放課後児童クラブへの支援が必要な子どもの受け入れ（再掲）	医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要する子どもの放課後等における居場所を確保し、健全な育成を図ります。 ・支援が必要な子どもの放課後児童クラブへの受け入れ
9	特別支援学校への通学支援	島根県立浜田ろう学校に在籍する児童・生徒に対し、通学支援事業を実施します。
10	就労継続支援	島根県立益田養護学校卒業後の就労支援を継続していきます。 ・島根県立益田養護学校の進路相談会へ参加 ・益田公共職業安定所（ハローワーク益田）との共催で障がい者就職面談会を実施

１-③児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

全国的な虐待相談対応件数の増加が社会問題となる中、本市においても子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、支援が必要な世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

令和６年４月のこども家庭センターの設置を契機として、訪問家事支援などの家庭支援事業を推進するとともに、地域の子育て支援の中核的な役割を担うこども家庭センターが、保育所、学校や支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークと連携して、支援が必要なこどもや家庭を継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む女性に対する相談・日常生活の支援や関係機関との連携強化に取り組むとともに、こうした支援が必要な方に届くよう、相談窓口の周知を図ります。

こども家庭センターの役割として、虐待を受けたこどものトラウマなどを含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援などがあり、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に取り組むとともに、相談支援の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進などを進めます。

「子ども・若者育成支援推進法」において支援対象として明記されたヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定されるような家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもが、遊びや勉強、進学・就職の準備などの時間を奪われるなど、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こどもの健やかな成長や社会的自立の妨げとなり、重大な権利侵害となります。ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置き、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築（再掲）	益田市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制つくりを推進します。 多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないよう支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握していきます。

No.	施策項目	施策内容
2	児童虐待防止対策とヤングケアラーなどへの相談支援	こどもの権利を普及啓発し、社会全体で虐待防止やヤングケアラー支援の理解を深め、こども及びその家庭に対し、福祉・医療・保健・教育等の関係機関との連携を通じて、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援に努めています。 児童虐待防止対策については、引き続き、地域の支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会を活用しながら早期発見・早期支援に取り組みます。 ヤングケアラー支援については、児童対象のアンケート調査を通じての実態把握、一般市民や関係機関を対象とした普及啓発を通じて早期発見の体制構築に努めます。相談支援については、ヤングケアラー相談窓口での専門職による対応や子育て世帯訪問支援事業等の社会資源を活用しながらこども・家庭に対する具体的な支援に努めます。
3	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
4	乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。
5	養育支援訪問事業の実施（再掲）	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師、看護師等が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。 こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題・ニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービスや地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。
6	子育て世帯訪問支援事業の実施（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を家庭訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。
7	子育て短期支援事業の充実（再掲）	保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、ファミリーホームや里親宅において一定期間、児童の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

No.	施策項目	施策内容
８	親子関係形成支援事業の実施（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、専門職が個別対応で児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 地域の実情に応じ、関係機関等と連携しながら本事業の目的に沿った取組を行います。

１-④こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組

こどもの自死対策については、自死に関する情報の集約・分析などによる自死の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人などからのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置などによる自死予防への的確な対応、こどもの自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
１	地域におけるネットワークの強化	保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な分野において積極的に自死対策に参画することのできる環境を整え、地域における自死対策のネットワークを強化します。
２	地域医療教育推進事業の推進	小中学校の時期に命の大切さについて学ぶための教育を行います。希望した学校において「こころの健康教室」を行います。
３	メディアコントロール及びメディアリテラシー教育の推進	「子どもとメディア」の問題への対策として、子どもや保護者などに対する啓発・研修の実施やフィルタリングの利用促進などを推進します。
４	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
５	いじめ防止の取組（再掲）	いじめ見逃し０（ゼロ）を合言葉に積極的ないじめ認知を行います。 益田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
６	不登校支援（再掲）	益田市教育支援センター（ふれあい学級）において、不登校や不登校傾向のある子ども達の相談を受け、スポーツや会話などをして過ごす居場所、また一人一人に合わせた個別学習ができる居場所を提供します。また、「こころの架け橋」でこどもの状況に応じて、スポーツ、調理活動などの楽しめる活動や物づくりをしながら、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。

基本目標２　こどもを育む支援

2-①母体とこどもの健康の確保

不妊症や不育症、出生前検査等妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援などを行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と経済的支援を一体として実施します。

No.	施策項目	施策内容
1	妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	妊娠を考えている方や妊婦とその家族が必要な情報を得ることで、安心して妊娠期を過ごしながら出産を迎え、家族で協力して子育てができるような支援を行います。 妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）や不妊症・不育症に関する情報提供も含め、正しい知識の普及や相談体制を強化します。
2	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
3	産前・産後の支援の充実と体制強化（再掲）	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。 妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院等の関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。
4	妊婦健康診査の推進	安全な分娩と健康な子の出産のため、医療保険が適用されない妊婦健診の費用を助成し、妊婦の健康管理の向上を図ります。

No.	施策項目	施策内容
5	地域ぐるみでの子育て・こどもの育ちの支援（再掲）	妊娠中・子育て中の身近な良き支援者として母子保健推進員、委嘱助産師事業を支援します。 地域の関係機関が連携し、各地域の実情やニーズを共有することで、地域全体で安心して子育てできる環境づくりに努めます。
6	乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。
7	乳幼児健康診査等の実施	1 か月、4～5 か月、7 か月、1 歳 6 か月、2 歳 6 か月、3 歳、5 歳児を対象に健康診査や歯科健康診査を実施し、支援が必要と思われる乳幼児に対して、専門医師等による相談を行い、適切な支援につなげます。 また、新生児の聴覚に関する障がいを早期に発見し、早期に療育等の適切な支援に繋げることを目的として、新生児聴覚検査の助成を行います。 受診勧奨や未受診児の状況把握に努めるとともに、支援の必要な児に対しては医療・保育・教育・福祉等の関係機関と情報共有、連携して適切な時期に支援を行います。
8	生活習慣の形成・定着と食育の推進（再掲）	子どもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。
9	母子保健 DX の推進（再掲）	デジタル技術を活用して、母子保健や予防接種、子育てに関する情報を最適に提供できる仕組みを構築します。 健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。
10	地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）	子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を 3 本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、健診などの機会を活用して子育て支援センターの存在と事業内容を周知していきます。
11	こどもの健康に関する電話相談の推進	小児科医が不足する中、24 時間・365 日、無料で病気やケガ、育児について医師などへ電話相談を行うことにより、保護者の不安解消に努めます。 ・島根県子ども医療電話相談（#8000）事業 ・ますだ健康ダイヤル２４ （健康医療電話相談）

No.	施策項目	施策内容
12	休日応急診療所の実施（再掲）	休日応急診療所及び在宅当番医による診療の併用により、休日などに救急医療を提供します。

2-②子育ての悩みや不安への支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、デジタル機器を利用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもに対する親としての関わり方の工夫や体罰などがこどもに与える悪影響などを親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

小児医療の関係者と成育過程にあるこどもたちに対する医療、保健、福祉、教育等の関係者などとの連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保するなど、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

No.	施策項目	施策内容
1	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
2	地域ぐるみでの子育て・こどもの育ちの支援　（再掲）	妊娠中・子育て中の身近な良き支援者として母子保健推進員、委嘱助産師事業を支援します。 地域の関係機関が連携し、各地域の実情やニーズを共有することで、地域全体で安心して子育てできる環境づくりに努めます。
3	母子保健 DX の推進（再掲）	デジタル技術を活用して、母子保健や予防接種、子育てに関する情報を最適に提供できる仕組みを構築します。 健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。
4	産前・産後の支援の充実と体制強化　（再掲）	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。 妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院等の関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。

No.	施策項目	施策内容
5	地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）	子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を３本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、健診などの機会を活用して子育て支援センターの存在と事業内容を周知していきます。
6	養育支援訪問事業の実施（再掲）	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師、看護師等が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。 こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題・ニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービスや地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。
7	子育て短期支援事業の充実　（再掲）	保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、ファミリーホームや里親宅において一定期間、児童の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
8	子育て世帯訪問支援事業の実施（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を家庭訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。
9	親子関係形成支援事業の実施 （再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、専門職が個別対応で児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 地域の実情に応じ、関係機関等と連携しながら本事業の目的に沿った取組を行います。
10	子育てサロンの支援	子育ての中で不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談、情報交換などをとおして、子育てを楽しみ仲間づくりを行う場を提供します。 ・産後子育て家庭交流活動事業
11	休日応急診療所の実施（再掲）	休日応急診療所及び在宅当番医による診療の併用により、休日などに救急医療を提供します。
12	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

2-③子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者が、経済的な不安を抱いたり、過度な負担を抱くことなく、子育てに向き合えるよう、児童手当の支給・こどもの医療費助成など、次代を担うすべてのこどもの育ちを支える経済支援を行います。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
1	子育て家庭への手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心してこどもが育てられる環境が整えられるよう子育て世帯に対して手当の支給を行います。 ・児童手当の支給
2	子育て家庭への医療費の助成	医療費の助成を行います。 ・乳幼児等医療費助成制度 ・児童医療費助成制度
3	保育料の軽減（再掲）	教育・保育施設の保育料の軽減を図ります。 ・18 歳未満の児童が３人以上いる世帯の第３子以降の保育料を無料
4	奨学金貸付制度の充実（再掲）	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
5	児童扶養手当の支給など（再掲）	ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・交通遺児手当金の支給 ・小・中学校入学支度金の支給 ・ひとり親家庭の福祉医療費助成制度による医療費の助成
6	ひとり親家庭への就業の促進（再掲）	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。また、相談者及び関係機関等との連絡連携を図るとともに、相談者に対し必要な説明、情報提供などを十分に行うとともに、必要に応じて面談その他の支援を継続して行います。 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・母子家庭等における未就学児の保育所入所についての優先利用

No.	施策項目	施策内容
7	特別児童扶養手当の支給など（再掲）	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成
8	放課後児童クラブ基本負担金の減免	放課後児童クラブを利用している児童で、就学援助制度を利用しているご家庭については、基本負担金を減免し、経済的負担の軽減を図ります。

2-④地域で支える子育ての推進

家庭内において育児にかかる負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながらこどもを育て、それを職場が応援し、地域社会全体で子育て世帯を支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、性別に関係なく、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	男女共同参画基本計画の推進	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣などを男女共同参画の視点で見直すよう意識改革とともに、仕事と家庭の両立を支える環境づくりを進めます。 ・男女共同参画計画の推進 ・男女共同参画推進講座や講演会の開催 ・市広報や公式ウェブサイトなどによる男女共同参画社会実現に向けた啓発
2	働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境（職場優先の意識や固定的な性別役割意識など）の改善のため、勤労者・事業主・地域住民などの意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 ・ますだ子育て応援宣言企業登録制度の周知 ・育児休業制度の定着・促進、男性の取得促進に向けた啓発 ・勤務時間の短縮などの普及・啓発 ・再雇用制度の普及・啓発 ・マタニティ・ハラスメント防止の啓発

No.	施策項目	施策内容
３	しまね子育て応援企業認定制度への協力	県事業しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度を普及するとともに、企業にとっても優れた人材の確保に繋がるよう子育て中の男女が共に働きやすい職場が増えるよう、関係課と連携し、各種事業やイベントなどでの広報・啓発・情報提供に努めます。
４	しまね子育て応援パスポート事業への協力	県事業しまね子育て応援パスポート事業(こっころカード)推進へ協力することにより、子育て家庭への応援及び当該事業に協賛する店舗のイメージアップに努めます。 また、転入、出生などの手続きの際には、全国共通ロゴマーク入りカードへの切り替えやこっころアプリの制度説明を行い利用の促進に努めます。
５	保育の受入体制の充実（再掲）	保育（２・３号認定）の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 ・認定こども園への移行支援 ・認可保育所の定員の適正化 ・保育所等の一時保育実施体制の維持
６	幼稚園等における保育サービスの実施（再掲）	保護者の就労形態の多様化に対応した幼稚園等における「預かり保育」の充実に向け関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。
７	保育所等で実施する小学生の放課後の預かり事業の支援（再掲）	保育所や認定こども園の空きスペースを活用して、小学生の放課後の預かりの場を確保し、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。 ・放課後児童の預かり事業 ・小規模多機能・放課後児童支援事業
８	放課後児童クラブの充実（再掲）	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 ・施設整備などを図り、利用を希望する児童の受入体制を維持します。 ・放課後子ども教室との連携 ・放課後児童クラブ間の情報交換ネットワーク構築支援
９	地域子育て支援拠点の環境整備	子育て支援センターの授乳室の畳更新、園庭の遊具更新及び駐輪場、駐車場を整備します。
10	ファミリー・サポート・センターの事業	育児などの援助を「受けたい人」、「援助する人」がお互い会員となって、一時的にこどもを預かる（有料）会員組織について、広く事業内容を周知し、提供会員を増やすとともに、事業周知と利用しやすい環境を整備します。

No.	施策項目	施策内容
11	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出（再掲）	放課後児童クラブ、ボランティアハウス、地区つろうて子育て協議会等において、家庭、地域、学校が一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。 また、つろうて子育て協議会を中心として、こどもたちの豊かな学びの場の創出や、夏休みなどの長期休暇期間中における活動の創出を図るとともに、各地区のつろうて子育て協議会等の交流や研修の機会を通じて、活動の充実を図ります。
12	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
13	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
14	ふるさと教育の推進（再掲）	小中学校が地域と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通じてふるさとを愛する意識の醸成などの取組を支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
15	地域交流活動事業の支援（再掲）	保育所、認定こども園等と保護者や地域の人（高齢者、小中高校生など）との交流活動や、地域資源（自然、農耕地など）の遊びや農業体験をする活動を支援します。
16	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
17	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

基本目標３　こどもの成長の保障と遊びの充実

3-①質の高い教育・保育の提供の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設形態を問わず、安全で安心な環境の中で、教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化的背景を持つ子どもなど、配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていきます。

また、幼児期におけるライフキャリア教育を推進するため、遊びや体験活動の充実、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、市、地域、学校、家庭、若者、民間団体等が連携・協働できる体制や環境づくりを促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	保育の受入体制の充実（再掲）	保育（２・３号認定）の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 ・認定こども園への移行支援 ・認可保育所の定員の適正化 ・保育所等の一時保育実施体制の維持
2	幼児教育の受入体制の充実	幼児教育（１号認定）の受入体制の充実を図るため、認定こども園への移行を支援します。
3	特別保育サービスの実施（再掲）	保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・延長保育事業（保育所の開所時間を超えた保育の提供） ・一時保育事業（保護者の疾病などによる一時的な保育の提供） ・障がい児・発達促進保育事業（障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施） ・病児保育事業（病気又は病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、又は保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業）
4	幼稚園等における保育サービスの実施（再掲）	保護者の就業形態の多様化に対応した幼稚園等における「預かり保育」の充実に向け関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。
5	保育所や認定こども園の施設などの整備	保育所や認定こども園の施設整備や空調・防犯対策設備の設置に努めます。
6	こどもの遊び場の整備	こどもが安心して遊べる場を確保するため、公立保育所や市内の小中学校、公園の遊具等の点検を行い、必要に応じて遊具等の更新を実施します。また、こどもや子育て世帯の視点に立った公園づくりを推進します。

No.	施策項目	施策内容
7	幼稚園等に対する運営支援	入園児童が年々減少傾向にある中で、幼児教育の維持が図られるよう、引き続き支援を行います。
8	小規模保育所に対する運営支援	中山間地域に開設している保育施設については、入所児童が減少しており、受入体制が維持されるよう、引き続き支援を行います。
9	教育・保育の質向上のための研修の充実	教育・保育の専門性を高め質の向上を図るため、必要とされる専門スキルを持った人材を安定的に確保し、こどもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。
10	こどもの主体性を育む教育・保育の支援	幼児教育アドバイザーによるこどもの主体性を育む教育・保育を推進します。 ・巡回支援指導事業
11	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出（再掲）	放課後児童クラブ、ボランティアハウス、地区つろうて子育て協議会等において、家庭、地域、学校が一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。 また、つろうて子育て協議会を中心として、こどもたちの豊かな学びの場の創出や、夏休みなどの長期休暇期間中における活動の創出を図るとともに、各地区のつろうて子育て協議会等の交流や研修の機会を通じて、活動の充実を図ります。
12	地域交流活動事業の支援（再掲）	保育所、認定こども園等と保護者や地域の人（高齢者、小中高校生など）との交流活動や、地域資源（自然、農耕地など）の遊びや農業体験をする活動を支援します。
13	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
14	生活習慣の形成・定着と食育の推進（再掲）	子どもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。

3-②教育・保育施設と学校の連携の推進

地域や家庭の環境にかかわらず、すべての子どもが、格差なく質の高い学びを受けられるよう、学びの連続性を踏まえ、教育・保育施設と小学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じて質の高い教育・保育を保障しつつ、教育・保育施設と小学校の円滑な接続の改善を図ります。

また、食育活動の一環として小中学校の献立を教育・保育施設の給食に取り入れ、早期から学校給食に触れる機会を提供します。さらに、中高生が乳幼児との触れ合いを通じて保育の体験を行うライフキャリア教育を引き続き実施します。

No.	施策項目	施策内容
1	保幼こ小連携による情報共有・相互理解の推進	教育・保育施設の職員、小学校の教員を対象とした研修会を開催し、情報の共有により共通認識を持つことで相互理解に努め、課題などの解決に向けて取り組んでいきます。また、保幼こ小の連携を強化しながら相互の質の向上を図り、教育・保育で経験した学びが小学校への学びに繋がる支援をします。
2	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
3	食育活動を通じた保幼こ小中連携の推進	保幼こ小中連携献立を行い、益田市でとれた食材や季節食を含んだメニューを地産地消や季節食など食育の推進につなげます。保幼こ小中連携の活動を広げていくため、学校給食や食育に触れる機会を積極的に推進していきます。

基本目標４　こどもが安心して過ごせる環境の充実

4-①地域と連携した学校教育の推進

すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

No.	施策項目	施策内容
1	ふるさと教育の推進（再掲）	小中学校が地域と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通じてふるさとを愛する意識の醸成などの取組を支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
2	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
3	地域ぐるみの教育システムの構築	学校等の校種間連携や学校、家庭、地域、関係諸機関等との連携、協働での教育の振興を図り、教育施策の推進を図ります。
4	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
5	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
6	教職員の資質向上	教育者としての使命感をもち、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、教員の職務から求められる資質能力の向上を図ります。

4-②こどもの居場所づくりの推進

こどもの「居場所」とは、こどもや若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性など、すべてが「居場所」になり得ます。しかし、その場を居場所と感じるかどうかは、最終的に本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。

誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの意見を聴きながら居場所づくりを推進します。

すべての子どもが放課後を安全で安心に過ごし、多様な体験活動に参加できるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。また、学校施設の利用促進の観点も含め、市長部局と教育委員会等との連携を強化し、放課後児童対策に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
1	放課後児童クラブの充実（再掲）	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 ・施設整備などを図り、利用を希望する児童の受入体制を維持します。 ・放課後子ども教室との連携 ・放課後児童クラブ間の情報交換ネットワークの構築支援
2	放課後児童クラブへの支援が必要な子どもの受け入れ（再掲）	医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要する子どもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。 ・支援が必要な子どもの放課後児童クラブへの受け入れ
3	放課後児童クラブにおける支援内容の充実	放課後児童支援員の資質向上を図ります。 ・子どもへの接し方や指導方法を学ぶ研修の実施 ・資質向上研修会の実施
4	放課後児童クラブ施設の整備	利用児童数の増加に対応するため、活用可能教室、公的施設及び民間施設等を活用した施設整備を推進します。
5	ボランティアハウス（放課後子ども教室）の実施	異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流などの活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ります。 ・放課後児童クラブとの連携
6	保育所等で実施する小学生の放課後の預かり事業の支援（再掲）	保育所や認定こども園の空きスペースを活用して、小学生の放課後の預かりの場を確保し、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。 ・放課後児童の預かり事業 ・小規模多機能・放課後児童支援事業

No.	施策項目	施策内容
7	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
8	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
9	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

4-③いじめ防止対策の推進

すべての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動などにおける子ども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、すべての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に被虐待体験があったり、その保護者にも被虐待体験や経済的困難の問題があるなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた状況把握と状況に応じた多面的な支援を講じます。

No.	施策項目	施策内容
1	いじめ防止の取組（再掲）	いじめ見逃し０（ゼロ）を合言葉に積極的ないじめ認知を行います。 益田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
２	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。

4-④不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの機能強化を図ります。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴなどを活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクールなどとの連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備、強化します。

No.	施策項目	施策内容
１	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
２	困難を抱える子どもや家族などに対する支援（再掲）	子ども・若者支援センターの運営など、関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）と連携し、困難を抱える子どもの居場所づくりに取り組みます。
３	不登校支援（再掲）	益田市教育支援センター（ふれあい学級）において、不登校や不登校傾向のある子ども達の相談を受け、スポーツや会話などをして過ごす居場所、また一人一人に合わせた個別学習ができる居場所を提供します。また、「こころの架け橋」でこどもの状況に応じて、スポーツ、調理活動などの楽しめる活動や物づくりをしながら、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。

基本目標５　こどもの未来に向けた支援

5-①こどもの生活基盤の支援

こどもや若者が家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学に進学するチャンスを確保できるよう、修学支援を実施します。

ひきこもりやニートの状態にある、または進路や人間関係などに悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実させます。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのＳＯＳサインに気付いた際の対処法をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報などをこどもや若者に周知します。

結婚を希望する若者がその希望を実現できない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題に加え、理想の相手に巡り会う機会が挙げられます。このため、独身男女の出会いの機会や場を創出するためのイベントを開催する団体を支援します。また、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運営する「縁結びボランティア益田・吉賀・津和野はぴこ会」(島根はっぴーこーでぃねーたー)が実施する「はぴこ交流サロン」の活動や、しまねンピューターマッチング「しまコ」（会員制のマッチングシステム）の利用を促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	奨学金貸付制度の充実（再掲）	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
2	若者の就労支援	高校生など新規学卒者の地元企業への就職を支援します。
3	ひきこもり支援体制の充実	相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを行い、当事者及び家族への支援の充実を図ります。
4	困難を抱える子どもや家族などに対する支援（再掲）	困難を抱える子どもの居場所として、子ども・若者支援センターの運営と、困難を抱える家庭の子どもに対する支援として、益田市子どもの居場所総合支援事業に取り組みます。
5	困難を抱える若者の就労支援	子ども・若者支援センターにおいて、ひきこもりがちな若者など困難を抱えている方、一人では就職活動が難しい方を対象に連携している事業所や農家での就労体験の場を提供し、そこで働くことの意義や喜びを感じ、自信をつけてもらい、将来の就労に繋がるよう支援を行います。 また、履歴書の書き方指導やハローワークへ同行するなど、就労に至るまでの過程を支援します。
6	生活困窮者就労準備支援事業	日常生活習慣の改善から就労のための基礎能力の形成まで計画的かつ一貫して支援を実施します。

No.	施策項目	施策内容
7	婚活応援事業（補助事業）の推進	独身男女の出会いの場の創出を図るため、イベントを開催する団体を支援します。 「縁結びボランティア益田・吉賀・津和野はぴこ会(島根はっぴーこーでぃねーたー)」が実施する「はぴこ交流サロン」の活動や、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運営するコンピューターマッチング「しまコ」の利用促進を支援します。
8	若者の定着支援（Masuda no Douki）	就職後のフォローアップ、職場以外でのつながりづくりを目的とした新入社員向け合同研修を実施します。

5-②理想の人生や価値観に関する支援

こどもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

様々な仕事に触れる機会や社会人との交流の場などを創出し、こどもが自らの理想の人生や価値観を描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

No.	施策項目	施策内容
1	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
2	高校生などの地域での活動の促進	高校生などの地域での活動を伴走支援し、社会参画を推進します。
3	二十歳の集いの企画・運営	二十歳の集い実行委員会を組織し、会の企画・運営を任せることで、社会参画の機会を創出します。